

## 別紙

### 取手市競争入札心得

#### (趣旨)

第1条 この心得は、取手市が発注する工事又は製造の請負、設計・測量・地質調査等の業務委託、物品の買入れ及び売払いその他の契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び取手市契約規則（昭和58年規則第14号）その他に定めがあるもののほか、競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

#### (指名の取消)

第2条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号に一に該当することとなった場合は、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

- (1) 「成年被後見人」及び「被保佐人」とみなされたとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、指名競争入札の参加者の指名を取り消す。

第3条 市長は、指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号に一に該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として入札した場合は、その指名を取り消す。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売り場において、その公正な執行を妨げた者又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の仕事の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しないものを契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### (指名後の入札参加辞退の勧告)

第4条 市長は、指名競争入札の参加者の指名を受けた者（法人の場合は、その役員をいう。）若しくはその使用人又は下請業者が、当該入札が執行されるまでの間に、他の施工する工事で、次の各号に一に該当し、指名停止等を受けた場合は、その入札参加の辞退を勧告することができる。

- (1) 工事の施工にあたって善良な管理を怠り、公衆を死傷させたとき
- (2) 公衆に多大の物的損害を与えたとき

- (3) 工事の施工にあたって善良な管理を怠り、工事関係者を死亡させたとき
- (4) 出来形不良等の不良工事が確認されたとき
- (5) 工事の現場管理の不良を再三指摘されても改善しないとき
- (6) 工事の請負契約違反を再三指摘されたとき
- (7) 業務に関し、贈賄の容疑で起訴されたとき
- (8) 時効により起訴されなかった場合でも、相手方が収賄の容疑で起訴されたとき
- (9) 業務に関し、贈賄の容疑で逮捕されたとき
- (10) 手形の不渡り等により、銀行取引停止となったとき
- (11) 従業員又は下請業者に対し、賃金又は請負代金の不払いをしたとき
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、法令違反をし、その社会的影響が大きい場合又は不正若しくは不誠実な行為をした場合で、契約の相手方として不相当と認められるとき

(入札)

第5条 入札参加者は、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書を含む。以下「設計図書」という。）、入札参加者心得及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札は、指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は原則として認められない。
- 3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。
- 4 入札は、総額により行わなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示されたときは、その指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより、市長に申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第1号）を入札担当課長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）にて行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届（様式第1号）又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等については、不利益

な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札参加者が2者に満たない場合は、当該入札を中止する。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(4) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又はその後発の入札

(5) 入札書の記載事項が不明確なもの、又は入札書に記名押印がない入札

(6) 入札金額を訂正した入札

(7) 入札に関し不正の行為のあった入札

(8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) 入札に関し不誠実な行為があった入札

(10) 前各号のほか、入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格に110分の100を乗じて得た価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者）とする。ただし、落札者となるべき者の入札によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取

引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税率に相当する額を加算した金額を落札価格とする。
- 3 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。  
(くじによる落札者の決定)

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、政令第167条の9の規定に基づき、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。  
(再度入札)

第14条 開札をした結果、入札書比較価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格に110分の100を乗じて得た価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、1回とする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格に110分の100を乗じて得た価格を下回らない入札をした者）に限る。  
(予定価格を公表した入札回数)

第15条 入札以前に予定価格を公表したときの入札回数は、1回とする。

- 2 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。
- 3 前項の場合において、見積入札価格が予定価格を超えるときは、事前に入札辞退書（別紙様式第1号）を市長に提出すること。  
(契約書の提出)

第16条 落札者は、第12条の落札決定の日から7日以内（市長が別に期限を指定した場合はその日まで）に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。

(契約の確定)

第17条 契約は、市長が落札者ととともに、契約書に記名押印したときに確定する。

(契約の保証)

第18条 落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合については、履行保証保険契約の締結の後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証に付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。
- （市議会の議決を要する契約）
- 第19条 市議会の議決を要する契約は、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付加した契約書により、仮契約書を締結するものとする。
- （異議の申立）
- 第20条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （心得の準用）
- 第21条 第5条、第7条から第13条及び第15条から第20条までの規定は、一般競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第5条第2項中「指名通知した日時及び場所」を「地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告した日時及び場所」に、第10条第3項中「入札参加者」を「入札参加受付」に読み替えるものとする。

別紙様式第1号

本件責任者：氏名	連絡先
担当者：氏名	連絡先

## 入 札 辞 退 届

件 名 ：

---

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

**【辞退理由】**

※辞退理由欄の記入は任意です。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

取手市長

殿